

別紙 1

令和〇〇年度 〇〇〇〇〇〇業務〇〇測量・△△コンサルタント 設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 四国地方整備局〇〇事務所発注に係る令和〇〇年度 〇〇〇〇〇〇業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）
- 二 前号に附帯する業務

共同体名では、各構成員の法人形態を表す商号（株式会社など）は省略して下さい。（電子入札システム等で字数制限があるため。）

(名称)

第2条 当設計共同体は、令和〇〇年度 〇〇〇〇〇〇業務〇〇測量・△△コンサルタント設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

当該JVの結成日（申請日以前若しくは申請日）

第4条 共同体は、令和 年 月 日に成立し、本業務の委託契約の履行後3カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇測量株式会社

△△県△△市△△町△△番地

株式会社△△コンサルタント

代表者以下、構成員全社を列記して下さい。
(競争参加資格審査申請書と記載が合致すること)

(代表者の名称)

第6条 共同体は、〇〇測量株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

代表者の商号又は名称を記載

第7条 共同体の代表者は、本業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金および部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作者の

権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇業務 〇〇測量株式会社

〇〇の〇〇業務 株式会社△△コンサルタント

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会が定める）については、別に定めるところによるものとする。

- 同業種による場合は、分担する業務内容を具体かつ明確に記載。
例えば、数量総括表の大項目別等で分担するものとし、必要以上の細分化や、一の分担業務を複数の構成員で共同実施することは認めない。
- 異業種による場合は、分担する業務内容を業種区分で記載。
例えば、測量、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務など。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

銀行名を記載

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、共同体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合に対する構成員の責任)

第 18 条 共同体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

代表者 構成員数-1
 ○○測量株式会社外○社は、上記のとおり令和□□年度 □□□□□業務○○測量・△△コンサル
 ルタント設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が
 記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

 当協定書の締結日
 (通常、第 4 条の当該 J V の結成日)

構成員数
 ○○測量株式会社
 代表取締役 ○○○○ ⑩

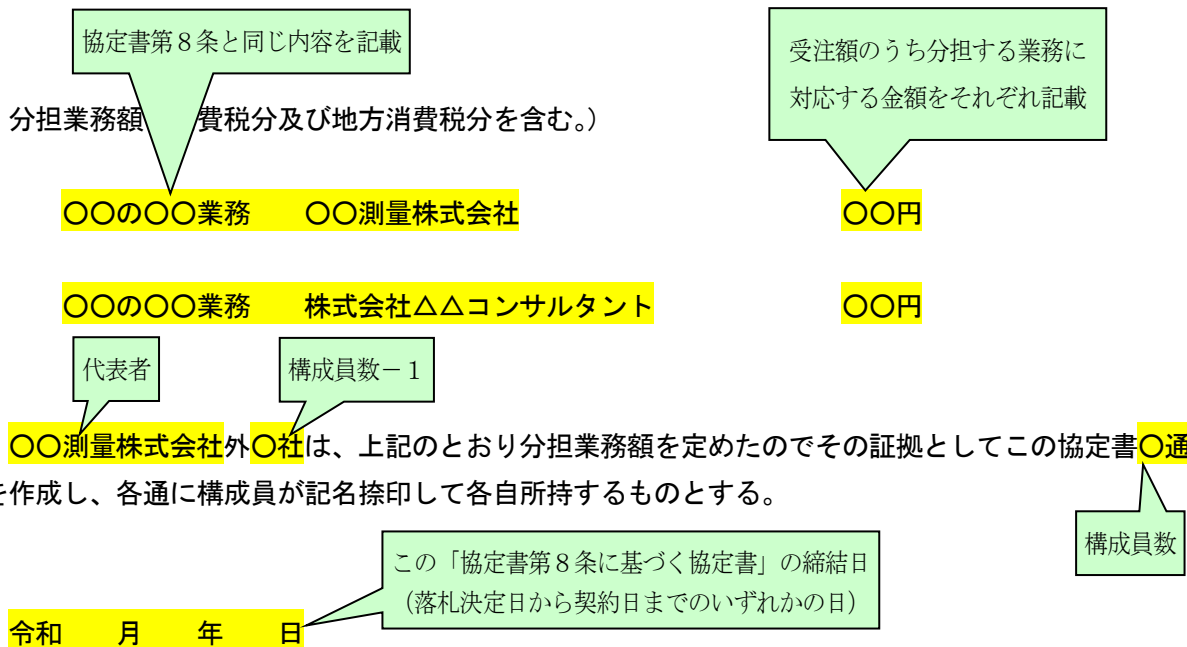
株式会社△△コンサルタント
 代表取締役 △△△△ ⑩

協定書は、本店（全構成員）で締結してください。
（設計共同体結成を支店等に年間委任している場合を除く。）

令和〇〇年度 〇〇〇〇〇〇業務〇〇測量・△△コンサルタント 設計共同体協定書第8条に基づく協定書

四国地方整備局〇〇事務所発注に係る令和〇〇年度 〇〇〇〇〇〇業務については、令和〇〇年度 〇〇〇〇〇〇業務〇〇測量・△△コンサルタント設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記



令和〇〇年度 〇〇〇〇〇〇業務〇〇測量・△△コンサルタント設計共同体

代表者 〇〇測量株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

株式会社△△コンサルタント
代表取締役 △△△△ 印

協定書第8条に基づく協定書は、落札者となった者が契約締結に際して各契約担当官に提出する書面です。(資格審査時には必要ありません。)